

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	<p>西尾市が行う後期高齢者医療関係事務は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)その他法令に定めるもののほか、愛知県後期高齢者医療広域連合規約(以下「広域連合規約」という。)及び西尾市後期高齢者医療に関する条例(以下「市条例」という。)で定めるところにより、下記のとおり行う。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、特定個人情報を用いる。</p> <p>高確法によるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高確法による被保険者に係る申請、届出又は申出の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 高確法による被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面又は特定疾病療養受療証に関する事務 3 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5 高確法第92条の一時差止めに関する事務 6 高確法第104条第1項の保険料の徴収に関する事務 <p>広域連合規約によるもの(第4条別表第1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 資格証明書等の引渡し 3 資格証明書等の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務 <p>市条例によるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下「広域連合条例」という。)第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 2 広域連合条例第17条に規定する通知書の作成及び引渡し 3 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 4 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する愛知県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し 5 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付 6 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する愛知県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し 7 広域連合条例第20条本文の申告書の提出の受付 8 上記事務に付随する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療事務支援システム 2 愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、賦課ファイル、収納ファイル、滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部保険年金課医療担当 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話番号 0563-65-2105
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課医療担当 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話番号 0563-65-2105
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5.評価における所属長②所属長	主幹 中村 肇	主幹	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月4日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2019/3/31	2020/1/31	事後	評価再実施に伴う変更
令和4年3月7日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施の有無 未定	実施	事後	厚生労働省からの依頼による
令和4年4月1日	II-1 対象者数	2020/1/31	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	2020/1/31	2022/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-1 対象者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-2 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年4月1日	I-1-② 事務の概要	6 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	6 高確法第104条第1項の保険料の徴収に関する事務	事後	法改正による
令和6年4月1日	I-3 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	事後	法改正による
令和6年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第	事後	法改正による
令和6年4月1日	II-1 対象者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	II-1 対象者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月3日	I-4 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和6年12月9日	I-1-② 事務の概要	2 高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 広域連合規約によるもの 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付	高確法によるもの 2 高確法による被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面又は特定疾病療養受療証に関する事務 広域連合規約によるもの(第4条別表第1) 2 資格証明書の引渡し 3 資格証明書の返還の受付	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月9日	IV-8 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月9日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 後期高齢者医療事務支援システム及び愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合死名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年4月1日	II-1 対象者数	2024/4/1	2024/12/1	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年4月1日	II-1 対象者数	2024/4/1	2024/12/1	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正